

火山防災協議会 議事概要

(吾妻山・安達太良山・磐梯山 3山合同会議)

1 日時・場所

日 時：平成31年3月13日（水）

13時30分～15時15分

場 所：福島県庁北庁舎2階 危機管理センタープレスルーム

2 議事概要

議事進行：議長（福島県危機管理部長）

(1) 本県の火山の活動状況について

〔説明〕福島地方気象台

○資料1-1から資料1-3により、3山の活動状況について説明。

○吾妻山の噴火警戒レベル引下げ判断について、地殻変動や火山性地震の状況など、火山活動に高まりが見られない状態になることが前提となります。火山活動には揺らぎがあることから、一定程度様子を見ながら引下げを判断していきます。

〔出席者からの意見・質問等〕

【福島市】

◇吾妻山の噴火警戒レベル引下げの見通しはいかがでしょうか。

→ 現在、注視しているのは山体の膨張を示すような地殻変動です。地殻変動が止まれば、火山性地震の発生も収まってくるものと見込んでいますが、地殻変動がいつ止まるのかということについて、現状の火山学のレベルで予測は難しいところです。 【仙台管区気象台 回答】

【議長（福島県危機管理部長）】

◇噴火警戒レベル引下げの判断について、地殻変動が収まって一定の期間様子を見るとのことですが、「一定の期間」とはどの程度を意味するのでしょうか？

→ 地殻変動が止まったということだけでなく、火山性地震の発生状況なども踏まえて、火山の状態を見極めていくこととなります。 【仙台管区気象台 回答】

(2) 火山防災協議会規約の一部改正について

〔説明〕事務局（福島県災害対策課）

○資料2-1及び資料2-2により、3つの改正項目及び理由について説明。

〔審議〕

【議長（福島県危機管理部長）】

それでは、審議に移ります。

事務局から提案のあった各火山防災協議会規約の一部改正案について、決定することとしてよろしいでしょうか。

【各委員】 「異議なし」の声

【議長（福島県危機管理部長）】

それでは、原案のとおり、本日付けで各規約を改正いたします。東北地方整備局におかれましては、吾妻山、安達太良山に続き、磐梯山の火山防災協議会でも御協力をよろしく申し上げます。

(3) 避難促進施設の指定について

〔説明〕事務局（福島県災害対策課）

○資料3-1により、避難促進施設の概要について説明。

○資料3-2により、火山活動によるスキー場への影響及び選定施設（県内の火山周辺にあるスキー場施設）について説明。

〔審議〕

【議長（福島県危機管理部長）】

それでは、審議に移ります。

避難促進施設については、本協議会の承認を得て市町村の地域防災計画に施設名等を明記する必要があります。関係市町村で準備を進めていただいている避難促進施設の選定案について、承認することとしてよろしいでしょうか。

【各委員】 「異議なし」の声

【議長（福島県危機管理部長）】

それでは、原案のとおり承認決定いたします。

各市町村におかれましては、避難促進施設の指定に向けた準備を進めていただくようお願いいたします。また、地域防災計画の修正に向けた作業も併せてお願いいたします。

(4) 噴火警戒レベルの見直しについて

〔説明〕仙台管区地方気象台

○資料4-1により、噴火警戒レベル見直しの概要を説明。

- 資料4-2-1から資料4-4-4により、3山の噴火警戒レベル見直し（想定火口、噴火シナリオ、警戒が必要な範囲、噴火警戒レベル表）の案について説明。
- 資料4-5により、今後の作業スケジュールについて説明。

【議長（福島県危機管理部長）】

噴火警戒レベルの見直しに関連して、先月のコアグループ会議では、吾妻山のハザードマップについても議論となっておりますが、その後の検討状況について、福島市さん、いかがでしょうか？

〔説明〕 福島市（危機管理室）

- 吾妻山火山防災マップの改定に係る予算案を3月議会に提出しております。
- 改定の内容について、表面を「吾妻山火山ハザードマップ」、裏面を「福島市の火山防災マップ」として作成します。
- ハザードマップ（表面）では、想定火口を噴火警戒レベル見直し（案）と同様に「大穴火口・旧火口周辺」とし、噴石、降灰、降灰後の土石流、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流について、緊急減災対策砂防計画を参考として米沢市、猪苗代町を含めた被害予想図を掲載します。
- 火山防災マップ（裏面）については、福島市の被害予想図に避難所等を明記したものとします。
- 改定にあたり、発行者は「福島市」と「吾妻山火山防災協議会」の連名とします。
- 改定マップの完成時期について、噴火警戒レベル改正の運用開始が7月頃という気象台の説明を踏まえ、改正された噴火警戒レベルを改定マップに掲載し、8月頃の完成・配付を目指します。

〔補足説明〕 事務局（福島県災害対策課）

- 吾妻山のハザードマップについて、先月のコアグループ会議後に、気象台、県、福島市で協議を実施しました。
- 福島市の火山防災マップの改定に合わせて、ハザードマップを兼ねる内容で作成を進めていただくということで、福島市に協力をお願いするものです。
- 本日の会議では、吾妻山ハザードマップの作成方針について承諾をお願いします。

〔出席者からの意見・質問等〕

【磐梯山噴火記念館 佐藤館長】

◇吾妻山全体のハザードマップを作る予定はないのですか？

→ 今回、福島市の協力を得て作成に取り組むハザードマップについては、米沢市や猪苗代町への影響も含めたものを予定しております。

【事務局（福島県災害対策課） 回答】

【議長（福島県危機管理部長）】

それでは、この議題のまとめをさせていただきます。

まず、噴火シナリオ（案）と噴火警戒レベル表（案）については、この内容で気象庁における修正手続きを進めていただくことと致します。

また、吾妻山のハザードマップについては、福島市さんの火山防災マップ改定に併せて作成するというので、進めて参ります。

皆様、この件についてよろしいでしょうか。

【各委員】 「異議なし」の声

【議長（福島県危機管理部長）】

噴火警戒レベルの見直し、また、吾妻山ハザードマップにつきましては、公表前に改めて火山防災協議会の皆様に御確認をいただく機会を設けることと致しますので、引き続きよろしくお願ひします。

(5) 「火山活動が活発化した場合の避難計画」の改定について

〔説明〕事務局（福島県災害対策課）

○資料5-1により、避難計画の改定概要（検討経過、STEP1・2）について説明。

○資料5-2から資料5-4により、避難計画（改定案）の主な記載事項を説明。

《主な説明事項》

- ・居住地域に係る避難計画として追加している項目
- ・噴火警戒レベル見直しに伴う登山道・道路の規制箇所（火口周辺）の再整理
 - 規制に係る看板の種類を「立入規制看板」と「周知・案内看板」に区別。
磐梯山では、想定火口の形状・警戒範囲が変更となるため、磐梯山ゴールドラインの規制時期がレベル3からレベル2に変更。また、八方台登山口がレベル2の規制範囲内となるため、レベル2における登山道の規制箇所は、西側の猫魔ヶ岳方面分岐に変更。また、国道459号の一部区間がレベル3の警戒範囲に含まれるものの、車両の駐停車禁止や噴石等への注意喚起の対策を講じることにより、通行自体は維持するという対策案。
- ・大規模噴火に伴い影響が予想される道路（路線）
 - 磐梯山では、国道49号にも火砕サージの影響が及ぶ想定であることを確認。
- ・他の居住地域よりも早期に避難対応を要する「特定地域」の設定
- ・コアグループ会議後の意見照会を踏まえた主な修正箇所
 - 3山の想定される火山現象に「火口噴出型泥流」を追加。
「広域避難」「降灰が発生した場合における土砂災害への対応」の項目追加。
「火口周辺の緊急退避場所」の表に想定収容人数の欄を追加。

【議長（福島県危機管理部長）】

避難計画の改定案については、事前に皆様から修正意見をいただく機会を設けて、修正作業を進めて参りました。御協力ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明にもありましたが、避難計画には、噴火警戒レベルに応じた規制箇所を記載しております。先月のコアグループ会議では、磐梯吾妻スカイラインの規制箇所の見直しについても話題となりましたが、福島市さんの方から改めて話をお願いします。

〔説明〕福島市（観光コンベンション推進室）

- 吾妻山の噴火警戒レベル引上げに伴い、磐梯吾妻スカイラインが土湯ゲートから高湯ゲートで通行止めとなっておりますが、一部の観光事業者や果樹園等では、経済的な影響が発生しており、通行規制箇所の変更を望む声が上がっております。
- 福島市としては、1.5 kmの警戒範囲の内側まで立ち入りを検討する考えではありませんが、スカイライン通行規制の見直しについて、必要な安全対策を講じながら、秋の紅葉トップシーズンなど、期間や時間帯を限定して観光客の方にスカイラインの一部区間に入っていただくことができないか検討しております。
- スカイラインの規制を見直すにあたり、駐車場のキャパシティや渋滞時の対応、緊急時の避難における車両回転などの課題があると捉えているところです。例えば、一般車両の通行は規制しながら、シャトルバスによるパーク&ライドを実施するなど、観光客の方が立ち入りできるような方法を検討しているところです。
- 今後、関係機関の皆様と一緒に対策を検討させていただきたい。

〔出席者からの意見・質問等〕

【磐梯山噴火記念館 佐藤館長】

- ◇避難計画の改定案について、資料5-4では4ページですが、「大きな噴石」「小さな噴石」のサイズ表記について、気象庁の確認は取れているのでしょうか？
- コアグループ会議後に実施しました改定案の意見照会において、「小さな噴石」の定義に関する意見が上がったことから、福島地方気象台に対応を協議させていただきました。気象庁のホームページにおいて、噴火警報等に用いられる用語集が公表されているという回答がありましたので、そちらのサイズ表記を採用したのになります。 **【事務局（県災害対策課） 回答】**

【磐梯山噴火記念館 佐藤館長】

- ◇「大きな噴石」「小さな噴石」という漠然とした表現はやめて、「20cm以上の噴石」など、具体的な表現の使用について気象庁の方に持ち帰って検討をお願いしたい。
- 噴火警報等において、その都度全ての現象を細かく解説付けて警報等に掲載す

ると、非常に冗長なものとなってしまいます。御意見への対応については、全国的な問題かと思いますので、この場での返答は控えさせていただきます。

【仙台管区气象台 回答】

【磐梯山噴火記念館 佐藤館長】

◇同じく5ページに「岩屑なだれ」と記載されておりますが、「岩なだれ（岩屑なだれ）」という表現に改めるべきと思います。磐梯山周辺の地元住民の間では、「岩なだれ」という言葉がコンセンサスを得ております。住民の理解しやすい言葉で検討をお願いします。

→ 火山専門家の意見を尊重して表現を検討します。

【事務局（県災害対策課） 回答】

【議長（福島県危機管理部長）】

3山の避難計画については、噴火警戒レベル見直しのスケジュールと合わせて最終的な改定案を取りまとめ、火山防災協議会の皆様に確認・承認いただくことで進めて参りますので、よろしくをお願いします。

また、磐梯吾妻スカイラインの規制を見直す件については、いろいろな方法があると思いますので、引き続き、関係機関が知恵を出し合い、必要な対策について協議を進めていただきますようお願いいたします。

(6) 火山防災対策検討ワーキンググループの取組状況について

〔説明〕事務局（福島県災害対策課）

○資料6-1により、WGの開催状況及び検討項目について説明。

○危険周知のための情報伝達手段の検討では、浄土平地域における土地勘の乏しい観光客等の避難誘導対策について、優先的に協議を実施。

→ 浄土平駐車場出口と磐梯吾妻スカイラインが接続するT字路部分に誘導案内標識を設置が効果的。

○資料6-2により、登山者・観光客向けの火山防災啓発の検討状況について報告。

→ 登山者・観光客向けの啓発素材を作成。また、山開きシーズン及び夏休み～山の日までのシーズンを重点啓発期間として、県、市町村、関係機関が積極的に啓発に取り組むよう協力を依頼。

○資料6-3により、平成30年度火山防災訓練の実施状況及び次年度以降の合同訓練年次計画について説明。

→ 年次計画では、訓練実績の少ない安達太良山、磐梯山を優先的に訓練実施対象に位置付け。合同訓練の企画・実施にあたり、関係機関の協力を依頼。

○資料6-4により、火山防災に係る現地調査・勉強会について実施報告。

〔出席者からの意見等〕

【磐梯山噴火記念館 佐藤館長】

◇資料6-3の火山防災合同訓練について、実施対象の火山を3山で回していくという発想もわかるのですが、吾妻山はピーク時には1000人を超える観光客が浄土平を訪れる山であり、浄土平観光施設で働く従業員たちは、いざという時に自分たちの命を守りながら利用客の避難誘導を行えばよいか不安を抱えています。吾妻山は他の2山とは異なる特別な山として、訓練の実施を考えるべきではないでしょうか？

→ 今後どのような形で訓練を実施していくことがよいのか、ワーキンググループで議論して参りたいと思います。 【事務局（福島県災害対策課） 回答】

【議長（福島県危機管理部長）】

火山防災対策検討WGにつきましては、今年度からの新たな取組でありましたが、皆様に御協力をいただきながら、概ね月に1回のペースで検討を重ねることができました。具体的な対策につきましては、予算措置の都合もあり、全てを進めていくことが現実として難しい面があります。実現可能な取組から着実に進めていくという方針の下、次年度も引き続き、WGでの検討を進めて参りますので、よろしくお願い申し上げます。

また、登山者・観光客の安全確保を第一に取り組みつつも、観光振興にもしっかりと取り組んでいく必要があると考えておりますので、関係機関による情報共有や意見交換が重要と思われまます。ワーキンググループ等を活用していただいて議論が活発に行われることを期待しております。

(7) 福島県観光交流課所管の県有施設について

〔説明〕 福島県観光交流課

○資料7により、浄土平レストハウスの防災機能強化、くろがね小屋の建替え計画に係る進捗状況について報告。

(8) その他（磐梯吾妻スカイラインの除雪について）

〔説明〕 福島県道路管理課

○平成31年3月1日より、高湯側から約12kmの区間で除雪を実施しています。その他の区間については、噴火警戒レベルの状況を踏まえて判断します。

○今年度内に噴火警戒レベルが1に引き下げられた場合は、GWまでに除雪を完了できる見通しです。4月以降に噴火警戒レベル引下げとなった場合は、年度変わり除雪体制の再構築が必要となるため、GWまでの除雪完了は困難となると考えております。

【議長（福島県危機管理部長）】

以上をもちまして、本日全ての議事が終了いたしましたので、議長の任を降ります。御協力ありがとうございました。今後とも委員の皆様には格別の御協力をお願いいたします。